

告 示 文

北海道十勝総合振興局告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成29年9月28日

北海道十勝総合振興局長 梶田 敏博

1 契約の種類及び資格

平成29年度において北海道十勝総合振興局が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

平成29年9月28日に一般競争入札の公告を行う北海道十勝合同庁舎構内ほか除排雪業務委託契約

（2）資格

北海道十勝合同庁舎構内ほか除排雪業務委託契約の資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

北海道十勝合同庁舎構内ほか除排雪業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）政令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （5）暴力団関係事業者等でないこと。
- （6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

- イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 平成29年9月1日現在において引き続き2年以上の除雪事業を営んでいること。
- (9) 帯広市及び隣接町村（音更町、芽室町、幕別町、中札内村）に本社、支店等があること。
- (10) 除雪機械等を下記の規格で自己の責任において用意できること。
- ・ 除雪ドーザー（ホイルドーザー・運転質量7 t 以上・スノバケット容量1.5m³以上・定低騒音型建設機械適合・排ガス対策型建設機械適合）
 - ・ 除雪ドーザー（ミニホイルドーザー・運転質量2 t 以上・スノバケット容量0.4m³以上・定低騒音型建設機械適合・排ガス対策型建設機械適合）
 - ・ ダンプトラック（10 t 以上）
 - ・ 除雪作業員（3名以上）
- (11) 冬期間3ヶ月以上の除雪業務契約を平成29年9月1日から過去2年以内に締結し、かつ誠実に履行を終えた実績が確認できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2の（8）に掲げる資格要件は、適用しない。

また、（1）に該当する場合は、2の（10）に掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期

資格審査の申請は、平成29年9月28日から平成29年10月13日まで

(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

ア 交付場所 〒080-8588

北海道帯広市東3条南3丁目1

北海道十勝総合振興局総務課職員・財産係

イ 交付方法 アの場所で直接交付する。

郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量140gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、アに申し込むこと。

なお、北海道十勝総合振興局のホームページ

(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、(2)のアに掲げる場所に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)のアに掲げる場所に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目1

(3) 電話番号 0155-27-8503 (直通)